

「地元による地元の発展プロジェクト」規約

第1条：当プロジェクトは「地元による地元の発展」の理念に基づき、地元の住民の参加により行われるプロジェクトである。

第2条：参加に関しては、

- ①日本国籍で
- ②該当県在住で
- ③このプロジェクトに賛同する者が、
各自の自由意思に基づいて参加するものとする。

1) 参加者はまず全員が「個人参加者」として参加する。

2) その上で

- ①事業を行っている参加者（個人事業主・法人等）は「事業経営参加者」としても参加する。
- ②個人商店を営んでいる参加者は「個人商店参加者」としても登録する。
（個人商店を営んでいることは事業参加者でもあるが、別枠として個人商店参加者を設定する）

3) よって、参加者の内容は以下の3種類の分類となる。

- ①「個人参加者」
- ②「個人参加者」で「事業経営参加者」
- ③「個人参加者」で「個人商店参加者」

第3条：参加料等

- 1) 参加料は無料
- 2) 明白な不正を行ったものは参加不可とする。

第4条：一般社団法人 医療介護チェーン本部は事務局として機能し、規約の制定、種々のシステム・マニュアルの作成・運営を行うものとする。（当社団の規約、契約書案文、システム・マニュアル等に異議のあるものや、逸脱したものは参加中止と判断されるものとする。）

第5条：参加者はその法律行為を、当社団の指示・命令下で行うものではなく、「善良

な管理者の注意義務」を基本とし、社会的慣習・規範・法律を遵守し、自らの責任において、行うものとする。

第6条：参加者相互の、法律行為における齟齬・違反・損害行為等に関しては、当事者同士が誠実に対応するものとする。（一般社団法人 医療介護チェーン本部は仲裁などをしないものとする。）

2026年5月10日

一般社団法人 医療介護チェーン本部作成